

真菌培養加算に関するご案内

謹啓 時下益々ご隆盛のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2026年6月の診療報酬改定において、真菌培養加算 122点 が新設となります。

これに伴い、一般培養同定(簡易培養を含む)と真菌培養を併せて実施した場合に加算点の算定が可能となりますので、下記の通りご案内いたします。

今後とも変わらぬご愛顧のほどよろしくお願いいたします。

敬白

記

《開始日》 2026年 6月 1日(月)受付分より

《変更内容》

一般細菌培養と真菌(カンジダを含む)に該当する目的菌を併せてご依頼された場合、真菌培養加算122点 を従来の点数に加算して検査報告書に記載いたします。

※今後は改定の趣旨に基づき、一般培養と真菌培養のご依頼があった場合は、ご請求の対象とさせていただきます。

